

○点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の制定について(通達甲)

平成28年 1 月18日

免許発第 8 号

改正 平成28年 8 月23日免許発第147号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

点数制度による行政処分の事務処理に関し「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の制定について(例規)」(平成23年12月20日免許発第199号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年 6 月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該事務処理要領に関し別添のとおり「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領」を定め、平成28年 2 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領

第 1 総則

1 目的

この要領は、県警察における点数制度による行政処分事務の適正かつ効果的な処理を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 違反行為

一般違反行為及び特定違反行為をいう。

(2) 一般違反行為

自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転に関し道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)別表第 2 の 1 の表の上欄に掲げるものをいう。

(3) 特定違反行為

令別表第 2 の 2 の表の上欄に掲げる行為をいう。

(4) 人身事故等

人身事故及び建造物損壊事故をいう。

(5) 違反報告書

違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の報告書類で行政処分に関するものをいう。

(6) 違反等登録

「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領の制定について」(平成21年5月11日警察庁丙運発第19号ほか。第3の8(1)において「運転者管理業務実施要領」という。)に定める違反登録及び事故登録をいう。

(7) 抹消登録

違反等登録を訂正抹消し、又は完全抹消する登録をいう。

(8) 違反等登録票

違反等登録に関する違反登録票及び事故登録票をいう。

(9) 行政処分書

違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する調査書類をいう。

(10) 行政処分

運転免許(以下「免許」という。)の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。

(11) 行政指導

行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第1項第6号に規定する行政指導(行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないもの)をいう。

(12) 免許の停止等

免許の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。

(13) 違反者講習

法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。

(14) 処分をした旨の通知

法第90条第11項、第103条第9項(法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)又は法第104条の2の2第7項の規定による処分をした都道府県公安委員会から被処分者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行う処分をした旨の通知をいう。

(15) 処分移送通知書

法第103条第3項(法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)又は第104条の2の2第3項の処分移送通知書をいう。

(16) 処分事案の移送

処分事由発生時における運転者の住所地が、当該処分事由発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合における当該処分事由発生地を管轄

する都道府県公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行う処分該当事案の移送をいう。

(17) 違反者講習該当事案の移送

違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地の属する都道府県以外の都道府県の区域内にある場合における当該違反者講習該当行為地を管轄する都道府県公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。

(18) 処分執行依頼

処分時における被処分者の住所地が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合において、処分した都道府県公安委員会が、その者に対する処分書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)別記様式第19の3の3の処分書、別記様式第19の3の4の処分書又は別記様式第22の6の処分書をいう。)又は処分通知書(府令別記様式第13の3の処分通知書又は別記様式第13の4の処分通知書をいう。)(以下「処分書等」という。)の交付をその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に依頼して行うことをいう。

(19) 署等

署、交機隊、高速隊及び交通指導課をいう。

(20) 署長等

署等の長をいう。

(21) 取締り警察官

交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。

3 関係都道府県警察との相互連携

違反等登録、処分移送通知書の送付、処分をした旨の通知、仮停止通知書の送付、処分執行依頼等に関する事務は、関係都道府県警察と相互に連携して行うものとする。

4 処分等の迅速性及び的確性の確保

(1) 点数制度による行政処分は、情報処理センターに登録された違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであるから、これらの登録は迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 行政処分は、運転不適格者を迅速かつ的確に排除することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時に明らかな事実に基づい

て速やかに処分を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて被処分者についても、危険性の早期改善が図られるようにするものとする。

## 第2 違反等登録票の点検

### 1 違反行為の発見報告

(1) 取締り警察官は、点数評価の対象となる違反行為を発見したときは、速やかに違反報告書を作成して、所属長に報告しなければならない。この場合においては、次のとおり措置すること。

ア 当該違反行為が交通事故を伴うものであるときは、別記第1号様式の行政処分原票を作成するものとする。この場合において、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、速やかに当該事故登録に必要な事項を所属長に報告するものとする。

イ 当該違反行為が交通事故を伴わないものであるときは、取締り原票又は別記第2号様式の法令違反用行政処分原票を作成するものとする。

(2) 取締り警察官は、点数制度による行政処分が取締り警察官の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを念頭に、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確に行うものとする。

(3) 取締り警察官は、作成した違反報告書に係る人身事故等が第3の3の登録除外事由に該当すると認めるときは、違反報告書の所要欄にその意見を付記するものとする。

### 2 署長等の措置

#### (1) 登録票の作成

ア 署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認められた事案以外の事案について、違反等登録票を作成するものとする。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであるときは別記第3号様式の事故登録票を、交通事故を伴わないものであるときは別記第4号様式の違反登録票をそれぞれ作成するものとする。

イ 署長等は、原則として交通主任の職にある者の中から、違反等登録票作成責任者を指定し、違反等登録票の作成をその者において一元的に行わせるものとする。

#### (2) 登録票の点検

ア 署長等は、原則として交通課長又は交通係長の職にある者の中から、違反等登録票に関する審査責任者を指定するものとする。

イ 審査責任者は、違反報告書の所要欄に、違反等登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、所要の整備を

するものとする。

ウ 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度についての記載内容の不備又は事実の認定に誤りがないかどうかを審査し、所要の整備をするものとする。

エ 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が第3の3の登録除外事由に該当すると認めるときは、違反報告書の所要欄にその意見を付記するものとする。

### (3) 行政処分書の送付

ア 署等で作成した行政処分書は、免許センターに送付するものとする。

イ 6点以上の点数がつけられることとされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分書を送付するときは、違反報告書の所要欄に処分量定上の参考意見を付記し、当該事案が他の都道府県公安委員会に移送を要するもの又は判断の困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付するものとする。

### (4) 行政処分書の送付期限

行政処分書の送付は、次の要領により行うものとする。

#### ア 仮停止事案

(ア) 仮停止をした署長は、直ちに免許センター長に対し、当該事案の事故登録に必要な事項を電話報告すること。

(イ) (ア)の電話報告を受理した免許センター長は、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、これによって直ちに事故登録を行うこと。また、当該事案について法第103条第1項、第2項若しくは第4項又は第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分(以下「本処分」という。)を行う公安委員会が他の都道府県公安委員会であるときは、直ちに当該移送先の都道府県警察に対し、仮停止を受けた者の生年月日、性別、氏名及び免許証番号を電話連絡すること。

(ウ) 他の都道府県警察から(イ)の相当規定による通知を受け、急を要するときは、免許センターにおいて当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取の準備を行うこと。

(エ) 署長は、(ア)の電話報告をした後において、速やかに当該事案の本処分を行う都道府県公安委員会に対し、行政処分関係書類を送付するものとする。

イ 人身事故等に係る事案(仮停止事案を除く。)

(ア) 当該事故の取調べの際に意見の聴取通知をした事案については、アに準じた方法で行うこと。

(イ) (ア)以外の事案については、事故発生時から遅くとも48時間以内に行政処分書の送付手続を終了すること。

ウ ア及びイに掲げる事案以外の事案

署等において交通反則切符又は交通切符等の違反報告書を受理した日の翌日(高知県の休日を定める条例(平成元年県条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))の場合は、その翌日までに行政処分書の送付手続を終了すること。

(5) 行政処分書の決裁等

ア 行政処分書の免許センターへの送付に関する事務は、審査責任者に専決させるものとする。

イ 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る事件簿等に登載した事件のうち、行政処分書を作成しなかった事件については、当該事件簿等の余白にその旨を明記しておくものとする。

ウ 署長等は、イの事件簿等の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録によって、行政処分書の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導及び監督をし、違反発見報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配慮するものとする。

エ 署長等は、行政処分書を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を免許センター長に連絡するものとする。この場合において、違反等登録を抹消するものであるときは、別記第5号様式の違反・事故登録抹消通報書により連絡するものとする。

3 免許センター長の措置

(1) 署長等から送付された行政処分書は、受理した日又はその翌日(休日の場合は、その翌日)のうちに、審査及び所要のコード記載を行うものとする。

(2) 行政処分担当係長の職にある者の中から行政処分書点検責任者を指定し、その者において行政処分書の点検及びそれに基づく署等の登録票作成責任者の指導及び教養が十分に行われるようにするものとする。

第3 違反等登録

1 違反等登録審査官の指定

免許センターに違反等登録審査官を置き、行政処分担当課長補佐の職にある者をもって充てる。

## 2 登録審査

違反等登録審査官は、署長等から送付された行政処分書に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるものであるときは、交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「重い」・「軽い」の区分について行うものとする。

## 3 登録除外

違反等登録審査官は、行政処分書に係る事案について違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認めたとき又は告知等の基準に該当しないと認めたときは当該事案を違反等登録から除外し、交通事故に係る事案について別表第2の交通事故に関する登録除外理由に該当する事由があると認めたときは当該事案を事故登録の対象から除外するものとする。

## 4 違反等登録の迅速処理

登録審査は、行政処分書の点検の終了後直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来すことのないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査の必要を認める事案があるときは、明らかに登録除外を相当と認めた場合を除いて違反等登録を行い、当該事案について処分が行われるまでの間において所要の措置を講ずるものとする。

## 5 違反等登録の決裁

- (1) 違反等登録は、登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官に専決させるものとする。
- (2) 登録審査官は、(1)によって専決した事務の取扱い状況を別記第6号様式の違反等登録日報により、免許センター長に報告するものとする。
- (3) 3の登録除外に関する事務の決裁は、違反等登録審査官において、当該登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要欄に付記した上で、個々の事案について受けるものとする。

## 6 登録除外の特例

他の都道府県公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に登録の変更又は除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差し戻し、発生地を管轄する都道府県警察において登録の変更又は除外を行うこととなる。

## 7 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

(1) 行政処分等の調査及び是正措置

免許センター長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導(以下「行政処分等」という。)の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

(2) 抹消登録の連絡の徹底

(1)の抹消登録に係る運転者の住所地が他の都道府県警察の管轄である場合は、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話速報することとし、他の都道府県警察の行政処分担当課長から相当規定により当該速報を受けた場合は、(1)の措置を講ずるものとする。

(3) 免許を受けていない者への対応

ア 免許センター長は、免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、同人による免許の申請、受験相談等の機会において、同人に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、同人の住所地を管轄するか否かを問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無について同人に対して確認するなどして直ちに調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

イ アにおいて、免許を受けていない者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できない場合は、免許センター長が、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、別記第7号様式の調査依頼書により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するとともに、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係(以下「警察庁行政処分係」という。)に報告するものとする。

ウ 他の都道府県警察の行政処分担当課長からイの相当規定による調査依頼を受けた場合は、イの調査を行うとともに、その結果、抹消前の違反等登録に基づいた行政処分等が認められたときは、抹消登録した都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密な連携を図りつつ、必要な措置を適切に講ずるものとする。また、本県で抹消登録した事案について、イの調査依頼に対して他の都道府県警察の行政処分担当課長から抹消前の違反等登録に基づいた行政処分等がある旨の回答を受けたときは、当該回答及びこれを受けて



講じた措置等を警察庁行政処分係に報告するものとする。

## 8 違反等登録のある者による免許申請時等の適切な取扱いに向けた措置

- (1) 免許センター長は、違反等登録のある者による免許申請、受験相談等に対して適切な取扱いがなされるよう、当該窓口における運転者管理業務実施要領に定める免許・不適格事実照会の確実な実施、申請者等に対する丁寧な聞き取り、照会結果と聞き取り内容とが異なる場合の行政処分係に対する確実な確認等について必要な事項を定めるとともに、免許申請等の窓口担当者等に対する指導及び教養を行うものとする。
- (2) 免許センター長は、(1)の免許申請等の窓口における違反等登録がある者に対する措置経過について、事後の問合せや紛議に適切に対応することができるよう記録し、措置内容を明確にしておくために必要な事項を定めるとともに、免許申請等の窓口担当者等に対する指導及び教養を行うものとする。

## 第4 処分量定

### 1 処分量定の方法

#### (1) 免許の拒否及び保留

ア 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報書記載の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算したその者の免許の停止等の回数、累積点数、免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一のものであるかどうかの確認は、点数通報書に記載されている違反運転者の本籍及び住所等の異同によって識別するものとする。

イ 併記免許の申請者に係る処分量定は、処分通報又は処分手配通報がなされている場合には、現に受けている免許の処分を行った都道府県公安委員会の処分決定に従って、それと同一の処分量定をするものとする。

#### (2) 免許の取消し及び停止

点数通報書に記載されている処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

#### (3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。)を所持する違反運転者に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍、住所等によ

って当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確認した後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置を執るものとする。

ア 処分基準点数に該当するとき

(ア) 違反者が県内に住所を有するときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分書に基づいて処分量定をする。

(イ) 違反者が他の都道府県に住所を有するときは、点数通報書の備考欄に計算した点数を付記して、住所地を管轄する都道府県公安委員会に処分事案の移送を行う。

イ 処分基準点数に該当しないとき

当該違反行為に係る行政処分書を保存する。

2 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故である場合は、次の事項に留意して処分量定を行うものとする。

(1) 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないかを調べ、その事情があるときは、処分量定をする者において点数計算をやり直し、その結果に基づいて処分量定をすること。

(2) 当該交通事故が別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものであるときは、同表の交通事故の不注意の程度「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、「小」に該当すると認めた事故については、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

3 処分量定に関する事務の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、事故の内容が定型的なものについては一括して受け、重要又は特異なものについては、個別に受けるものとする。

第5 処分の移送等

1 処分移送通知書に関する事務

(1) 処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な関係書類を添付して行うものとする。

なお、添付を要すべき資料は、次に掲げる資料等の一部又は全部とし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

ア 交通違反の場合

(ア) 点数通報書及び行政処分書

(イ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定の記録の写し

(ウ) その他違反事実の証明に必要な資料

イ 交通事故の場合

(ア) 点数通報書及び行政処分書

(イ) 実況見分調書の写し

(ウ) 供述調書(被疑者・被害者・参考人)の写し

(エ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し

(オ) その他違反事実の証明に必要な資料

(2) 処分移送通知書に添付する関係書類等は、免許センターにおいて事前にその内容を審査し、所要の整備をしたものを送付するものとする。

2 処分事案又は違反者講習該当事案の移送

(1) 処分事案の移送は、別記第8号様式の行政処分関係書類の送付についてにより行うものとする。

(2) 違反者講習該当事案の移送は、別記第9号様式の違反者講習関係書類の送付についてにより行うものとする。

(3) 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした署長において直送するものとする。

3 処分をした旨の通知及び処分執行依頼

(1) 処分をした旨の通知及びその通知の際の処分執行依頼は、次のとおり行うものとする。

ア 処分をした旨の通知の方法は、別記第10号様式の処分通知書(以下「通知書」という。)を送付して行うこと。

イ 通知書を送付する際に併せて処分執行依頼をするときは、被処分者に交付する処分書及び当該処分に係る行政処分書(処分(短縮)登録票の資料区分、処分登録公安委員会コード、処分年月日及び処分短縮に関するコード以外のコードを記載したもの)の写しを添付して行うこと。

(2) 処分執行依頼を受けたときの措置

被処分者に対し処分書等を交付するときは、当該処分書等の本文の処分期間の始期及び終期並びに処分書等の交付年月日を記載して行うものとする。

第6 処分書等の交付

1 関係事務の集中処理

処分書等の交付に関する事務は、原則として免許センターにおいて集中的に処理し、文書による出頭通知に応じない者、所在不明となるおそれのある者等に対する処分書等の交付に限り、署又は交機隊が行うものとする。

## 2 処分書等の交付の方法

処分書等の交付は、次の区分により行うものとする。

### (1) 意見の聴取事案

原則として、意見の聴取日に交付すること。

### (2) 意見の聴取を行わない事案

文書により高知県公安委員会の行う講習場所に出頭を求め、交付すること。

### (3) 他の都道府県公安委員会からの処分通知事案

(2)に準じて行うこと。

## 3 処分書等交付の際の留意事項

(1) 処分書等を交付する際は、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認すること。

(2) 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分理由を告げてから行うものとする。この際、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について必ず指導すること。

(3) (2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次に定めるところにより措置するものとする。

ア 申立てが過去の違反行為について、その不存在を理由とするものである場合

(ア) その者が、免許を受けている者である場合は、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明した上で、なお申立てる内容に真実性がある場合は、人的同一性の有無を再調査した後に処分書等を交付するものとする。

(イ) その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者である場合は、違反照会の結果回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍(国籍)、住所等において一致する場合であっても、同名異人の違反行為である場合があることを考慮し、人的同一性の確認をした後に処分書等を交付するものとする。

イ 申立てが、過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者において違反行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分書の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。

ウ 申立てが、当該違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時処分書等の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査するものとする。

## 第7 処分登録等

### 1 処分登録

処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。

### 2 処分猶予に関する登録

(1) 処分猶予に関する登録は、免許センター長の決裁を受けた後で行うものとする。

(2) 処分猶予登録が適正に行われるようにするため、当該処分猶予登録に係る処分調査票には、その欄外に「処分猶予」と朱書し、その部分又は所定の決裁欄に免許センター長の決裁印を押印するようにするものとする。

### 3 処分手配登録

(1) 処分をした旨の通知に係る事案

処分をした旨の通知を行うときは、当該処分について処分手配登録をした後、処分書等を送付するものとする。

(2) その他の事案

(1)以外の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うものとする。

ア 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者

イ 2 回目の出頭通知に応じない者

ウ 違反者講習通知において所在不明と認めた者

エ その他処分手配登録を必要と認めた者

### 4 処分短縮登録

(1) 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。

(2) 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。

(3) 処分を受けた後に他の都道府県警察の管内に住所を変更した者から処分者講習の申出があったときにおける当該処分短縮登録は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 講習を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分事実を確認するものとする。

イ 住所変更について免許証記載事項変更の手続を執らせるものとする。

ウ 処分管轄の都道府県警察に連絡して、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認するものとする。

エ 処分の短縮を決定したときは、ウによる確認により作成した処分短縮登録票によって短縮登録をするものとする。

## 第8 その他

### 1 行政処分書等の保存

行政処分書等の保存は、次の要領により行うものとする。

(1) 行政処分をした事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、次の区分により保存すること。

ア 一般違反行為を理由として処分した事案 8年

イ 特定違反行為を理由として処分した事案 13年

(2) 処分を決定したが、処分書等未交付の事案で、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること（当該事案について処分書等の交付が行われたものについては、(1)により保管すること。）。その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。

ア 一般違反行為を理由として処分を決定した事案 10年3か月

イ 特定違反行為を理由として処分を決定した事案 15年3か月

(3) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。

(4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次のとおり整理保存すること。

ア 交通違反

署等の別に当該違反の発生日順に整理し、13年間保存する。

イ 交通事故

発生日順に整理し、13年間保存する。

### 2 点数制度の広報

(1) 交通取締り又は免許証交付の際に点数制度に関する広報資料等を配布し、また、運転者講習会を利用するなどにより点数制度の周知に努めるものとする。

(2) 取締り警察官に対する指導教養を徹底し、交通取締りの際において違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるようにしておくものとする。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は、後日処分書等の交付又は警告通知を

もって知らされる旨を教示するものとし、取締り警察官において計算した点数を教示することがないようにしなければならない。

### 3 処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、法第104条の3第2項に規定する出頭命令及び同条第3項に規定する免許証の保管の制度を活用するものとする。また、他の都道府県警察の手配に係る事案についても、その執行の確保に努めるものとする。

### 4 処分を受けている者の無免許運転の防止

- (1) 免許の取消し若しくは拒否又は40日以上免許の停止等を受けた者及び40日未満の免許の停止等を受けた者で、停止処分者講習を受けないものについては、取締り警察官による計画的な監視、指導を行うものとする。
- (2) 行政処分を受けた者が事業所において自動車等の運転を本務とする運転者であるときは、当該事業所等に対する指導の徹底を期するものとする。

## 別表第1(第3、第4関係)

### 交通事故の不注意の程度の認定基準

不注意の程度の区分		認定基準	
区分内容	区分略号		
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。	
上欄以外の場合	軽い	大	当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由の競合によって発生したものである場合であって、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき又は当該違反行為をした者の不注意とその他の事由とが交通事故の原因として等しいものであるとき。
		小	大以外の場合

#### 備考

- 1 その他の事由とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。

- 2 主たる原因が当該違反行為をした者の不注意によるものであるときは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等(治療期間3月以上又は後遺障害)又は危険運転致傷等(治療期間3月以上又は後遺障害)」、「運転傷害等(治療期間30日以上)又は危険運転致傷等(治療期間30日以上)」、「運転傷害等(治療期間15日以上)又は危険運転致傷等(治療期間15日以上)」又は「運転傷害等(治療期間15日未満又は建造物損壊)及び危険運転致傷等(治療期間15日未満)」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

#### 別表第2(第3関係)

##### 交通事故に関する登録除外理由

- 1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合(当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。)
- 2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合(違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。)

#### 別記様式省略